

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力
発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年7月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県日置市、鹿児島市、薩摩川内市及びいちき串木野市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 30,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 9月17日
環境大臣意見受理	令和 元年12月 2日
経済産業大臣意見発出	令和 元年12月10日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月30日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月10日
鹿児島県知事意見受理	令和 2年 7月10日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月22日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

日本風力エネルギー株式会社「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電設備及び付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）に係る具体的な事業計画が、明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電設備等が稼働中又は工事中であり、累積的な環境影響が懸念される。
既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報も活用し、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、重要な動物の生息地となっている可能性があり、渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、「八重の棚田」などの主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島市の「八重の棚田地区景観計画」（景観法（平成16年法律第110号）に規定する景観計画）に基づき、眺望点を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は低減すること。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)